

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鏡野町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鏡野町長

公表日

令和8年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①予防接種の実施に係る事務 ②予防接種に関する記録の作成、管理、保管に係る事務 ③予防接種に関する記録の他市町村へ照会及び提供 ④予防接種による健康被害救済に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項 【情報照会の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鏡野町総務課 岡山県苫田郡鏡野町竹田660 TEL:0868-54-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鏡野町総務課 岡山県苫田郡鏡野町竹田660 TEL:0868-54-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認作業を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報管理システム及び情報提供ネットワークシステムへのアクセスが可能な端末を限定するとともに、それぞれパスワード認証と静脈認証による管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 5評価実施期間における担当部署 ②所属長	保健福祉課長 武本 学	保健福祉課長 山崎 壽	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月27日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成31年4月1日	I 5評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉課長 山崎 壽	保健福祉課長	事後	様式変更による
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】17,18,19項 【情報照会】行わない 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】13条 【情報照会】行わない	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】行わない 【情報照会】17,18,19項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】行わない 【情報照会】12条の3,13条,13条の2	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和2年9月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月28日	I-1-②事務の概要		(※以下を追加) また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づく次の事務にも、特定個人情報ファイルを利用する。 ①予防接種法に基づく予防接種者の管理 ②予防接種の勧奨、接種記録の入力及び台帳管理 ③健康被害救済に関する事務	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等
令和3年1月28日	I-2特定個人情報ファイル名	健康管理ファイル、(予防接種)肺炎球菌ファイル、統合宛名ファイル	健康管理ファイル、(予防接種)肺炎球菌ファイル、新型インフルエンザ予防接種ファイル、統合宛名ファイル	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等
令和3年1月28日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等
令和3年1月28日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 行わない 【情報照会】 17、18、19項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 行わない 【情報照会】 12条の3、13条、13条の2	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 16の2、115の2項 【情報照会】 16の2、17、18、19、115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 12条の2、59条の2 【情報照会】 12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等
令和3年1月28日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等
令和3年1月28日	IV-6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等
令和3年1月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月30日 時点	令和3年1月28日 時点	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月28日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月3日	I-1-1-②事務の概要		(※以下を追加) また、新型コロナウイルス感染症対策に係る次の予防接種事務を行う。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用開始
令和4年3月3日	I-1-1-③システムの名称	健康管理システム、(予防接種)肺炎球菌システム、統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、(予防接種)肺炎球菌システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、統合宛名システム、中間サーバー	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用開始
令和4年3月3日	I-3法令上の根拠		(※以下を追加) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用開始
令和4年3月3日	I-4-2法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	番号法改正による号ズレ対応
令和4年8月15日	I-1-1-②事務の概要	③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。(コンビニ交付を含む)	事後	令和4年7月からのコンビニ交付の開始
令和4年8月15日	I-4-2法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 16の2、115の2項 【情報照会】 16の2、17、18、19、115の2項	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 16の2、16の3、115の2項 【情報照会】 16の2、17、18、19、115の2項	事後	令和4年7月からのコンビニ交付の開始
令和4年8月15日	I 5評価実施期間における担当部署 ①部署	保健福祉課	健康推進課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和4年8月15日	I 5評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉課長	健康推進課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年8月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和8年3月10日	I - 1 - ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る次の予防接種委事務を行う。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づく次の事務にも、特定個人情報ファイルを利用する。</p> <p>①予防接種法に基づく予防接種者の管理 ②予防接種の勧奨、接種記録の入力及び台帳管理 ③健康被害救済に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る次の予防接種事務を行う。</p> <p>①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に接種者から申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付をおこなう。(コンビニ交付を含む)</p>	<p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施に係る事務 ②予防接種に関する記録の作成、管理、保管に係る事務 ③予防接種に関する記録の他市町村へ照会及び提供 ④予防接種による健康被害救済に関する事務</p>	事後	再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月10日	I-1-③システムの名称	健康管理システム、(予防接種)肺炎球菌システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、統合宛名システム、中間サーバー	事後	再評価の実施
令和8年3月10日	I-2特定個人情報ファイル名	健康管理ファイル、(予防接種)肺炎球菌ファイル、新型インフルエンザ予防接種ファイル、統合宛名ファイル	予防接種ファイル	事後	再評価尾実施
令和8年3月10日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表14の項	事後	再評価の実施
令和8年3月10日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 16の2、16の3、115の2項 【情報照会】 16の2、17、18、19、115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】12条の2、59条の2 【情報照会】12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 番号法第19条第6号(委託先への提供)	情報提供の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項 【情報照会の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項	事後	再評価の実施
令和8年3月10日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年8月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	評価の再実施
令和8年3月10日	IV-8日人手を介在させる作業	-	項目の追加	事後	様式変更による
令和8年3月10日	IV リスク対策 9. 監査 実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	評価の再実施
令和8年3月10日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	-	項目の追加	事後	様式変更による